

# 大分県報

令和六年  
第四七五号  
一月十二日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部改正……………一

### 告示

指定予定保安林（四件）……………一

### 公告

県営土地改良事業の工事の完了……………二

開発行為の完了……………二

## 規則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第一号

### 大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則（平成十七年大分県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第六十九条第七項」を「第六十九条第八項」に改める。

第二十二条中「第十五条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十六条」を「第十三条」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 大分県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年一月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市宇目大字大平字落畑二一八五番一、二一八五番一三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年一月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

臼杵市大字深江字清水西平二五三七番、字清水山二五六二番、二五七三番、二五七四番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

大分県報（規則・告示）

令和六年一月十二日

一

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字清水西平二五三七番・字清水山二五六二番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、二五七四番

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年一月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町川上字石ムレ三二三番一、三二三番一六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年一月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町川上字内野東四三六番八、湯布院町塚原字油布獄三番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和六年一月十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事 業 名

着手年月日

完了年月日

県営危険ため池緊急整備事業  
(兎手池地区)

令元・一一・一

令五・四・二八

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年一月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字是則字島崎三百三十番、三百三十一番一、三百三十三番一、三百三十三番四、三百三十三番八、三百三十五番一、三百三十五番四、三百三十六番一及び三百三十七番四並びに三百三十三番十一、三百三十五番六、三百三十五番八、三百三十六番四及び三百三十七番三の各一部並びに三百三十番、三百三十一番一及び三百三十七番四の各地先水路

二 開発区域の面積

一万六千六百二十三・七六平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分県中津市是則三百三十番地

株式会社日豊折込センター

代表取締役 中山 泰志

四 完了検査年月日

令和五年十二月十四日